

岩手県監査委員告示第30号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年7月6日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成24年2月1日及び同月2日

(2) 本監査実施日 平成24年2月21日

3 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
児童扶養手当返還金の調定に当たり、調定すべき日から著しく遅れて調定しているものが7件、5,857,160円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	児童扶養手当返還金の調定については、処理確認簿を作成するなど、内部けん制体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。